○感染症の予防及びまん延の防止のための指針

（目的）

第１条　本指針は、特定非営利活動法人ココカラいわて（以下「法人」という。）が運営する事業所において、感染症の予防及びまん延の防止について必要な事項を定め、感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症が発生した場合においても適切かつ迅速に対応し、利用者及び職員の生命、身体及び健康を守り、安全かつ継続的なサービスを提供することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本指針は、法人が運営する次の事業所に適用する。

（１）相談支援事業所ココカラいわて

（２）訪問看護ステーションココカラいわて

（基本方針）

第３条　法人は、次に掲げる基本方針に基づき感染症の予防及びまん延の防止に取り組むものとする。

（１）利用者及び職員の生命及び健康を最優先とすること。

（２）標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とした感染対策を徹底すること。

（３）感染症の早期発見、早期対応及び感染拡大防止に努めること。

（４）関係法令及び厚生労働省等の通知・ガイドラインを遵守すること。

（５）業務継続計画（ＢＣＰ）と連携し、感染症発生時においても必要なサービスの継続に努めること。

（感染対策委員会）

第４条　法人は、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、法人事務局長、法人が運営する事業所の管理者及び管理者が必要と認める職員をもって構成する。

３　法人は、感染症の予防及びまん延の防止に関する措置を適切に実施するため、専任の感染対策担当者を置くものとする。感染対策担当者は、各事業所の管理者又は管理者が指名する職員をもって充てる。

４　感染対策担当者は、感染対策委員会の運営、感染対策の実施状況の把握、職員への周知、研修及び訓練の実施等、感染症の予防及びまん延の防止に関する必要な業務を行う。

５　委員会は、おおむね６か月に１回以上開催するとともに、感染症の流行状況その他必要に応じて臨時に開催する。

６　委員会は、その結果について議事録を作成し、職員に周知徹底を図るものとする。

７　委員会は、法人が運営する事業所合同で開催することができる。この場合、当該委員会は、各事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を兼ねるものとする。

８　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）感染症の予防及びまん延の防止に関する基本方針及び体制の整備に関すること

（２）感染症の発生状況の把握、分析並びに感染予防及び感染拡大防止に関すること

（３）感染症発生時の対応、連絡体制及び関係機関との連携に関すること

（４）感染症の予防及びまん延の防止に関する研修及び訓練の企画・実施に関すること

（５）本指針及び感染症対策の実施状況の評価、見直しその他必要な改善に関すること

（管理者の責務）

第５条　管理者は、感染症対策の推進責任者として、感染対策体制の整備、委員会の運営、研修及び訓練の実施、感染対策に必要な物品の整備並びに保健所その他関係機関との連携を行う。

２　管理者及び感染対策担当者は、感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合は、感染対策の指揮及び職員への指示を行い、必要な措置を講ずるものとする。

（職員の責務）

第６条　職員は、感染症の予防及びまん延の防止に関する知識及び技術の習得に努め、手指衛生、標準予防策、個人防護具の適切な使用を実践し、感染予防に必要な措置を講じる。

２　職員は、発熱、咳、下痢、嘔吐その他感染症が疑われる症状がある場合又は利用者に感染症が疑われる症状を認めた場合には、速やかに管理者又は感染対策担当者へ報告し、その指示に従うものとする。

（平常時の感染対策）

第７条　法人は、平常時において次の感染対策を実施する。

（１）石けんと流水又はアルコール手指消毒剤による手指衛生の徹底

（２）咳エチケットの徹底

（３）事業所内の適切な換気及び環境整備

（４）机、ドアノブ、パソコン、電話その他共用物品の清掃及び消毒

（５）排泄物、血液、体液その他感染性のある物質の適切な処理

（６）標準予防策に基づき、血液、体液、分泌物、排泄物等に接触する場合の手袋、マスク等の個人防護具の適切な使用

（７）マスク、手袋、手指消毒剤等の感染対策物品を適切に備蓄及び定期的な点検・補充

（８）職員の健康状態を把握し、感染症が疑われる症状を認めた場合の適切な対応

（９）感染症の流行状況その他必要な情報収集及び職員への周知

（感染症発生時の対応）

第８条　感染症又は感染症が疑われる事案が発生した場合は、利用者及び職員の安全確保を最優先とする。

２　管理者及び感染対策担当者は、感染者又は感染が疑われる者の症状、発生日時、接触状況等を把握し、感染状況を記録する。

３　必要に応じて利用者との接触を最小限とし、換気、消毒その他感染拡大防止措置を講ずる。

４　必要に応じて主治医、医療機関、保健所、市町村その他関係機関へ相談又は報告を行い、連携して対応する。

５　感染症発生時の事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制は、別に定める連絡体制表によるものとする。

６　感染症の発生時は、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき必要なサービスを継続するよう努める。

（研修及び訓練）

第９条　法人は、全職員を対象として、感染症の予防及びまん延の防止に関する研修を少なくとも年１回実施する。

２　法人は、感染症発生時の対応を想定した訓練（シミュレーション）を少なくとも年１回実施する。

３　研修及び訓練は、業務継続計画（ＢＣＰ）に係る研修及び訓練と一体的に実施することができる。

４　研修及び訓練の実施内容及び参加状況を記録する。

５　新たに採用した職員に対しては、採用時に感染症の予防及びまん延の防止に関する研修を実施するよう努める。

（記録及び見直し）

第 10 条　委員会、研修、訓練及び感染症発生時の対応について記録を作成し、関係法令に基づき適切に保管する。

２　本指針は、法令改正その他必要がある場合には、感染対策委員会において検討し、必要に応じて見直すものとする。

３　本指針は、利用者及びその家族が閲覧できるよう適切に管理するものとする。

附　則

本指針は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

本指針は、令和８年 10 月１日から施行する。